

令和6年第6回 総務文教委員会会議録

令和6年7月30日

第2委員会室

開 会： 午前10時19分

委員長 服部 紀史

副委員長 山内 敏敬

2番委員 伊藤 勝彦、3番委員 平林 多津子、4番委員 柘植 孝彦、5番委員 安藤 直実

委員長 ; それでは皆さんおそろいようですので、ただいまから令和6年第6回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は先ほどの本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それではさっそく議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第62号 恵那市学校設置条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

3番委員。

3番委員 ; はい。お願いします。中学校の校名を募集することについて、109件の応募があったということですが、上位は恵那南中学校、恵南中学校、南中学校、これは想定されたところですか。これらの109件の地域別やオンラインの数はどれくらいあったのかということと、校名応募用紙には、新中学校にふさわしい校名を募集と書いてありますが、理由はどのようなことが書いてあったのでしょうか。特にお一人だけの意見が35件あったようですけれども、どんなものが出て、理由がどのように書いてあったのかをお尋ねいたします。お願いします。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; それではお答えいたします。まずオンラインによる応募ですが、約半数でございます。それから 35 件の名前なんですが、特徴のあるものという形でよろしいでしょうか。

3 番委員 ; はい。それと理由もどのように書いてあったのかということを知りたいと思います。

教育総務課長 ; はい。理由に関しましては細かすぎますので今は持ち合わせておりませんが、その他各意見 35 件の主なものをお答えしたいと思います。この中には恵那輝、恵那希望、大空南、恵那南知新、かがやき恵南、けいなん、ささゆり、南恵那、新東濃、恵那サウス、恵那さくら、希望、恵那みなみ、恵那花ノ木、山城ささゆり、南部、恵那知新館、恵那南五、恵那立志、南風、こういったものが書かれておりました。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; 各振興事務所や教育委員会に出されたと思うんですけども、先ほどお聞きしたのは、オンラインが半分ということは分かったんですが、地域別にどのような数であったのかをお願いします。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; それではアンケートの提出先ということで集計しておりますので、お答えいたします。まず岩村振興事務所が 9、山岡振興事務所が 2、明智振興事務所が 2、串原振興事務所が 1、東野振興事務所が 1、三郷振興事務所が 4、武並振興事務所が 2、笠置振興事務所が 1、中野方振興事務所が 2、飯地振興事務所が 3、市教育委員会窓口が 9、市役所ロビーが 7、インターネットが 57、郵送によるものが 9、合計が 109 でございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; たぶんそれを出された方は、理由をそれなりに考えてみえると思いますので、またぜひそれを見たいと思います。では小中学生の応募が何件あったのか分かりますでしょうか。小中学校で、どんな学校にしたいかとの話合いをもって応募をするようなことは行われたのでしょうか。お尋ねいたします。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; 今回の応募につきましては、年齢は聞いておりませんので、その集計は出ておりません。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; はい、お願いします。この条例改正の施行日は統合の開校日ということで、令和8年4月1日になっています。今現在、令和6年7月ということですが、臨時議会で改正するというのですが、少し早いのかなというふうに私は思っています。なぜこの時期に改正するのか。その目的と理由を教えてくださいたいと思います。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; まず、臨時議会で学校設置条例の改正を行う主な理由が2点ございます。まず1点目でございます。委員の意思を尊重するというので、7月18日に開催されました恵那南地区統合中学校準備委員会におきまして、新中学校名が恵那南中学校として最終的に承認がされました。教育委員会としましても、新中学校名については非常に重要な事項であり、また、統合準備委員会に携わっていただいている委員の皆様方の意思を尊重する上でも、なるべく早く議会にて学校設置条例の改正をご審議いただきたいという思いがありました。

もう1点目です。全体スケジュールと学校名の重要性ということで、学校名は、開校に向けて多くの場面で影響してくることから、円滑に効率よく準備を進めるためにもなるべく早い段階で決定することが望ましく、全体スケジュールの中でこの時点での決定が必要だと考え、臨時議会の開催を申し出たところ、開催していただける運びとなったことから、事前工事の予算と合わせて議案として提案させていただきました。さきほどの円滑に効率よくというお話をしましたが、この中の1つといたしまして、現在、統合準備委員会の中で協議しております、例えば制服だとか、体操服、そして校歌、校章等の作成を進めていく上で、学校名は必要な事項であります。少しでも早く新中学校名の可否を議会にて審議いただきたいというものでございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; はい。この条例改正はすごく重たいものかなという思いを私自身も持っています。少し気になる視点ということをお願いしたいと思います。令和5年度の10月、11月頃に、市として統合について期待すること、不安に思うことについて、アンケートをとっていただきましたよね。それは私も全部ホームページに載っていますので見せていただいたのと、あと子どもの自由記述については載っていなかったもので、公文書公開請求をして見せていただきました。そのアンケートを見ますと、期待することと不安に思うこと、それぞれ大項目で問いがありまして、自由記述の中には、本当に期待することよりも心配なことのほうが若干多いのかなと個人的には思っていますが、そのアンケートに対する保護者と子どもへの返し、フィードバックはどういうふうに行われているのかお聞きいたします。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長；反問権をお願いします。

委員長；はい、教育総務課長の反問権を認めます。

教育総務課長；今回の条例改正に、直接そのことは私は関係がないと思いますが、いかがでしょうか。

委員長；はい、5番委員。

5番委員；はい。私は、関係すると思っているので聞いてるんです。というのは、やはり条例を改正するっていうことで、皆さんのやはり意識の醸成、不安なことがある程度どれぐらい解決されたのかとか、そういうことってすごく重要なことだと思うんです。それでお聞きしているんですよ。アンケートをどういうふうにお返しされたのか。

委員長；はい、教育総務課長。

教育総務課長；このアンケートについては、あくまでも参考までに取りました。例えばですけれども、当然希望もあれば、不安もあると思います。不安というのはその希望の要は裏返しだというふうに認識しております。その中で、特に子どもたちがですね5つの学校が当然統合するわけですので、何かですね交流ができないかなというようなことを考えておまして、私も統合を経験した1人としてですね、申し上げますと、今年度、例えば恵南地区の小学校の6年生、そして中学校の1年生の方たちが、交流事業というものをやります。その内容につきましては今後、詳細に詰めていくわけなんですけれども、子どもたちが一緒になって学習することで、少しでもそういった不安というものを和らげる。このような形を今年度はとってまいります。当然次年度についても、そういったような交流をですね、数を増やしまして、子どもたちの不安をとっていくというようなことをやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

委員長；ほかにありませんか。

はい、5番委員。

5番委員；私はですね、ホームページ上にアンケートの結果を公表するのはいいんですけど、やはり具体的なその対象者、児童、4、5、6年生と関係する保護者ですよね。せっかく取ったものをやはり保護者や児童たちに、きちっとまずこんな意見が出てると、お返しすべきではなかったかと思うんですけど、それお返ししてますか。例えば「すぐーる」みたいな連絡ツールがありますよね。

委員長；はい、教育総務課長。

教育総務課長；今言われた「すぐーる」でのお返しはしてありません。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、5番委員。

5番委員 ; ちょっと質問を変えますけど、今市教委として、皆さん不安に思っていること、子どもも保護者も、このことについて最初統合しますっていうことを最初の会議で決めた時から、皆さんの意識って、理解があるような、そんなふうにならなくなっていったっていうような認識とかはあるのかなど。それは思います。

委員長 ; 5番委員、質問事項は簡潔にお願いします。個人の意見はさておいて、質疑、質問を簡潔にお願いします。

5番委員 ; 私が言いたいのは、皆さんの意識の醸成ってどこまでやっぱり深まっているかって。そこが大事だと思うんですけど、その辺についてお聞きします。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; 1つの地域の例で言います。私は昨年度まで明智振興事務所長を拝命しておりました、昨年度は確かに若い人たち、非常にいろんな声がありまして、統合に反対だとかですね、そういった声がありました。ただし、統合の必要性とかを私も含めて、それから、ある議員さんもそうなんですけれども、切に統合というものはこういうメリットがあるんだよ。デメリットもあるんだけどっていうものを、一人ひとりに、そういう問合せに対してお答えをしてきました。その結果が、そうなったというのは分かりませんが、そういう反対の声とかっていうのは、私が携わっていましたが明智町の若い人たちは、明らかに私は減ったということを認識しております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、5番委員。

5番委員 ; 教育長は今回の統合について、コンセプトの中で、学校と地域をつなぐっていうことをすごく言われてたんですけど、地域の人のこの統合に関する意識、そこは何か市教委として、地域にいろいろこう説明に行っている、お願いに行っている、そういう取組って何かされてますか。ちょっと見えてこないんですけど。ふるさと学習だとかを、今まで1地域の1学校でそれぞれやっていたものを、今度は1つの山岡の統合中学校でやったときに、地域がどういうふうに関わるかっていうことで地域の人って今不安に思っていたりします。それについてはいかがですか。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; はい。いろんな御意見ございまして、中学校が統合すると地域のまちづくりが寂れてしまうだとか、今委員がおっしゃったような、ふるさと学習というものが寂れて

しまうというような御意見もございます。そうした上で、我々が今考えているのは、地域教育拠点施設というものをコミュニティセンターを中心に設置というものを考えております。ここの機能といたしましては、1例で申し上げますと、今委員おっしゃったような地域のふるさと学習、例えば明智町で言いますと、山本芳翠だとか明智光秀、串原でいきますと中山太鼓、といろいろございます。そういったような学習というものを統合後にはですね、例えば1学年まとめて地域のコミュニティセンターのほうに来ていただいて、そこでその地域の詳しい方がみえますので、そこで学習をするといったような、拠点施設というものを今考えておりますので、その辺は恐らく大丈夫かなというふうに思っております。以上です。

5番委員 ; はい。最後の質問です。今言われたことは、これからやるということですね。これからこういうことをやりたいからお話しに行くと、そういうことですね。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; こちらにつきましては、統合準備委員会のほうでも話をしておりますので、そこからですね、例えば地元に戻ってPTAならPTAというように順番に流れていっていると認識しております。それから統合準備委員会に傍聴に来ている方も多くみえますので、全くこれから初めて取りかかるとか、そういうものではなくって、今、開校に向けてそれぞれ準備を進めているというものになりますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
本件に対する討論はありませんか。

3番委員。

3番委員 ; 恵那市学校設置条例の一部改正について反対の立場で意見を述べさせていただきます。今回の条例改正は現山岡中学校の場所に1校統合し、名称を恵那南中学校とするという条例改正です。最初に素朴な疑問が寄せられていますので紹介します。先ほど安藤議員も言われました。他市の例では、執行直前の条例改正が普通なのに恵那市はなぜこんなに慌てるのかという意見。それから学校名をたった109件のアンケート結果で決めていいのですかというものでした。もちろんその中には願いがあると思いますので、そのあたりの願いを先ほどはしっかり聞きたかったところですが。私は平成27年から28年の恵那南地区中学校再編委員会の13回の会議を傍聴するところから注視してきました。この学校の統廃合課題にその間ずっと関わってき

ています。その間考えてきたことを長くなりますが、意見として述べさせていただきますのでよろしくお願いします。基本的な思いです。恵那市の未来を担う子ども達を育てる学校は、形をつくる事よりそこに児童、生徒、保護者、地域住民の魂を入れる。つまり思いを込めるということが大切だと思います。その大切さを示す事例を4つ挙げます。具体的な文書等で表されていますので。1点目は、市長は令和6年度基本目標の7で、担い手、みんなでまちをつくる、地域自治力を高めると共に、様々な人々が連携し相乗効果を生み出すと述べてみえます。まさに地域自治力を高めるためには地域住民の合意が大切だと考えます。現に、統合を慌てて進めないでと声を上げている若者たちは、ほとんどの方が地域づくりへの意欲を持ち実際に活動してみえる方です。その方たちの願いがとても大事だと思います。2点目です。文部科学省の統合の手引きでは、学校統合に関して留意すべき点として真っ先に、学校統合の適否に対する合意形成を挙げています。3点目です。平成21年のあり方検討委員会から始まっていますが、あり方検討委員会でも学校規模を大きくする、学校統合を推進する動きの中で、生徒たちの通学する負担感、保護者の経済的負担感、地域の願いを配慮していく必要があると明記されています。また、平成28年に出されました再編委員会の答申では、付帯事項としてその第1に、児童、生徒、保護者、地域住民の声を重視し、十分な理解や協力を得ながら進めると記されています。だからこそ、この5年間統合は止まっていたのだと思います。しかし、今も合意形成が行われていないことは明白です。事実を4点述べさせていただきます。1点目、急いで統合を進めるのはちょっと待ってくださいの恵南地域5,904筆の署名は、市長、教育長の元に届いていると思います。2点目です。統合案を選択するアンケートを行いました。恵南地域で1,791件集まりました。そのアンケート結果は、山県方式、今の学校を存続しながらお互いに交流することで学校をつくっていくという意見が670件、2校にするが494件、3校が484件、今回でている令和8年開校1校統合が106件、また、人数が減ってしまう令和16年に統合して開校するが128件でした。市長、教育長、議員の皆様方や関係者の方々には恵那南中学校統合アンケートに寄せられた意見はお渡ししてありますので、目を通してみえるかと思いますが、これらの声と109件の名前応募と重みはどちらがどうなのでしょう。私はこちらにすごく重みを感じます。これは合意が得られていないことだと思います。それから3点目です。進め方を検証してほしいとの事務監査請求2,666筆が監査委員会に提出されました。最初に提出したのは12月22日で、いろいろ不備があったりしてやりとりする中で、最終的に回答を頂いたのは6月14日でした。報告を頂き、私たちも読

ませていただきましたが、納得できるものではありませんでした。新聞の折り込みで意見は出させていただいています。たぶん読まれたと思いますのでお願いします。4点目です。請願が議会に出されています。3月議会で1件、統合の見直しを求めるもの。6月議会で31件、教育委員会へ議会から見直しを働きかけてほしいが3件、岩邑中学校を残してほしいが28件の請願が出ていますが、議会で否決されました。これらすべては地域住民や市民の声です。保護者の声です。教青委員会は、様々な委員会で論議し決定してきたことだと言われます。しかし、その決定までにどれだけ、子どもの意見、保護者の意見、地域の意見を聞く努力をしてきたのかは、甚だ疑問です。私たちはアンケートをとらせていただきました。本当にアンケートをとることで、決めてみえたのでしょうか。開かれた様々な委員会は、地域の皆様、子どもたちの声、保護者の声を聞いて委員会に参加されていたのでしょうか。非常に疑問です。今今、いずれ統合は仕方ないにしても、この決め方は残念で仕方ないという多くの声が上がっています。その中には諦めもあり、決まったことだから仕方ないよね。先ほど教育総務課長さんは、そういう方たちの意見が収まってきていると言われましたが、仕方ないよねという声が多く聞こえます。これまでの進め方には、多くの疑問と反対意見があり、そのことをここで述べさせていただきます。その1つ目です。1校統合はいつどこで決まったのか。統合を決めてからではありません。決める過程で、子どもの声をどこで聞いてきたのか。保護者と地域住民の合意をどこで、どのように作ってきたのかということです。そのことは、事務監査請求でも要求しましたが、明らかになっていません。2つ目です。1校統合のメリットはずっと強調されてきました。デメリットはどのように論議されて、どう補うかが議論されてきたのでしょうか。さきほども安藤議員のほうから不安の声が多かったと。それに対して丁寧な返事はできているかという問い合わせがありましたけれども、やはりデメリットについての論議が足りないと思います。3つ目は、生徒の通学負担は論議、検証されたのかという点です。以前、新聞投稿の生徒の意見に、寝る時間が欲しいという声もありましたけれども、保護者や地域説明会で、通学負担についての不安が出されても、答弁はおおむね1時間以内なら良しとされています。それが本当に当事者に寄り添った考え方でしょうか。家族の負担は考えられているのでしょうか。また、通学に関わっては、長距離通学に伴うワゴン車やバスの運転手の確保、運行にかかる経費、冬場の凍結への不安もたくさんあります。4つ目です。新しい学校をつくるに当たっての安全管理意識が欠如していると考えます。現山岡中学校付近がレッドゾーンに指定されるということは平成29年には市に伝えられています。実際に令和4

年4月に出されたハザードマップにも記されています。実際に指定されたのは11月ですが、それ以前の4月には恵那市で共有されているレッドゾーンに、ハザードマップに記されています。しかし、教育委員会の認識は、令和5年の5月で保護者にも知らされていなかったとはどういう事でしょう。安全管理意識が欠けていたとしか思えません。5つ目は、新しい中学校を作るビジョンが明らかにされていないことです。統合の理由として何度も繰り返されることは、多人数で切磋琢磨。クラス替えができる人数、専門教科の教員を配置などです。あり方検討委員会を行った平成21年とは大きく社会環境・教育環境が変わってきています。特にコロナ禍を経て同じ考え方ではやっていけないのは明らかなのに、なぜ15年も同じ言葉が繰り返されるのでしょうか。また、基本構想の「未来をつくる・人とつながる・地域と歩む」が具体性に欠けている。私も一般質問でお聞きしましたが、そのあたりのお答えがしっかりいただけなかった気がいたします。そうした声が多く聞かれます。6つ目です。基本構想等についてパブリックコメントが行われなかったのはなぜでしょうか。平成28年の再編委員会の答申から新築と明知鉄道の利用が抜かれました。そして、現山岡中学校に1校統合を決めた、令和5年の教育環境等検討委員会のメンバーはどういうメンバーだったでしょう。お返事いただいた事は、統合から20年になるから全市から委員を出したというお答えでした。しかし私が一般質問をした時には、パブリックコメントは特定の地域だから行わないとの返答。矛盾を感じました。また、今回の校名アンケートは全市から募集し応募のあった109票から決める。なぜ、パブリックコメントを行わないのに、教育環境等検討委員会は全市から選び、校名アンケートは全市に聞くのか。大変矛盾を感じます。7つ目です。恵南地域では、少子高齢化がますます進んでいます。私の住む明智町も昨年度生まれた子は2名となってしまいました。このままいけば、せつかく4クラスで発足しても、令和16年には全年2クラス。その2年後には1クラスの学年が生まれてしまいます。このような状況で、今慌てて多額の費用を使って校舎の増築や道路整備を行う必要があるのでしょうか。山口市のように、今の中学校を残したままで、より生徒の成長を促す方策に知恵を絞ることが行政の仕事だと考えます。8つ目です。まちづくりの将来ビジョンの問題です。私の一般質問に対する答弁では、「地域振興と学校は別の問題と答えられていました。しかし、文部科学省の統合の手引きの中では、地域とともにある学校づくりが求められていることを踏まえれば、中略します、学校教育の直接の受給者である児童生徒や保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得な

がら進めてくことが大切。」と述べられています。まさに、学校の統廃合問題は、過疎を乗り越え、地域振興をどのように行うのか。子ども達にどのような地域を残してやるのかを考えることと切り離せない課題であると考えます。以上、多くの疑問や反対の声を述べさせていただきました。今回、恵那南中学校という名称を決める条例改正ですが、大切なのは名前とか形ではなく、そこに込められた生徒、保護者、最初にも言いました、地域住民の思い、魂を入れることではないかということを再び強調させていただき、反対討論といたします。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; はい。この恵那市学校設置条例一部改正については、まだ時期が早いと考え、私は反対いたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので討論を終結し、採決を行います。

「議第 6 2 号」については原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第 6 2 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; それでは、「議第 6 3 号 令和 6 年度恵那市一般会計補正予算 (第 4 号) (歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

3 番委員。

3 番委員 ; ここに示された通学路のことでお尋ねします。工事に伴う通学路はこうなりますということで、通学路は今回の工事だけではなくって、増築校舎建設にも山岡中学校の生徒が利用するものと考えます。昨日歩いてみました。駐輪場からの距離はかなり長いです。屋外ステージがあったところが駐輪場とすると長い階段です。特に急な階段を上ることになるんですけども、保護者説明はそういうことになるってことは行われているのか、行われないまま議会に出されているのかお尋ねいたします。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; 今回の駐輪場につきましては、あくまでも仮設の駐輪場でありますので、まずは学

校側に相談をいたしました。今後、保護者等につきましては、学校を通じ、そして教育委員会からも、そのようにお願いをしていく所存でございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; 決定事項として保護者に説明されるということでしょうか。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; 本日の議決を頂ければ、そのように説明をさせていただきます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; 保護者からどんな声が出るのか大変不安なところです。では2点目の質問に行きます。マレットゴルフ場からは通学路ができていますね。それ以前のところは、山岡健康増進センターから来る道と、それからイワマ楽器さんから上がる道と2本ありますけども、マレットゴルフ場より上は工事車両と通学者が別々の道を通ることは分かりましたが、それ以前の道というのはどのようになっているのでしょうか。やっぱり工事車両と一緒に、山岡中学校の自転車通学とか、歩行の子たちもそこを来るのでしょうか。通学路について説明がしてありましたのでお聞きしましたが。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; 反問権をお願いします。

委員長 ; はい、反問権を認めます。

教育総務課長 ; 今の平林委員の質問は、次の経済建設委員会の案件だと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 ; はい。3 番委員。

3 番委員 ; 総務文教委員会のところ、出されてましたね。通学路の問題が。

委員長 ; 3 番委員いいですか。予算は通学路の関係と、それから校舎建設に関わる部分の取壊しの部分があつて、この取壊しの部分がこの総務文教委員会の所管ですので、そこは間違いないようにお願いします。

ほかにありませんか。

はい、3 番委員。

3 番委員 ; そうすると工事期間の問題であるとかはどうなりますか。例えば今回、この取壊し作業、工事の期間はどれくらいであるとか、生徒の安全上支障はないのかということは、ここに関わることはありませんか。

委員長 ; 全体のスケジュールに関する部分で、この取壊し、所管に係るものについては、質

疑していただいて結構です。はい、3番委員。

3番委員 ; 取壊しに係る工事期間はどのように見てみえますか、お願いします。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; まず取壊し期間、今回の事前工事についてですが、7月23日開催の全員協議会でもお話しさせていただきましたが、再度説明させていただきます。この予算議決後に、8月に入りましたら、入札行為等を行いますので、恐らく9月の上中旬ぐらいから解体工事に入りまして、年内には終える予定でございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

3番委員。

3番委員 ; 屋外ステージの取壊しであるとか、グラウンドのほうは入れませんが、通学路であるところに屋外ステージがありますね。その取壊しは、子どもたちの、生徒たちの安全にとって大丈夫でしょうか。

委員長 ; はい、教育総務課長。

教育総務課長 ; 屋外ステージについては、1番最初に取壊しを行いますので大丈夫です。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

3番委員。

3番委員 ; 先ほどの条例改正でるる申し上げましたので、特には申しませんが、学校統合自体が市民の合意を得てないということで、私はこの工事を行う計画についても反対といたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので、討論を終結し採決を行います。

「議第63号」については原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第63号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和6年第6回総務文教委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前10時57分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 服部紀史